

東京都市計画区域内における都市計画道路に関する  
都市計画法第53条第1項の許可の取扱いについて

許可取扱基準

都市計画法第53条第1項の規定による許可については、当該建築物が次に掲げる各要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- 1, 市街地開発事業(区画整理・再開発など)等の支障にならないこと。
- 2, 階数が3、高さが10メートル以下であり、かつ地階を有しないこと。
- 3, 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が鉄骨造、木造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4, 建築物が都市計画道路の区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することが容易にできるよう、設計上の配慮をすること。

附則 本基準は、平成28年4月1日から適用する。